質問回答書

令和 7年 10月 21日

番号	図面番号等	質 問	回答
1	再委託について	賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を 貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろし	再委託可能です。その際は、仕様書「13 その他の条件(2)」のとおり、契約相手方以外の事業者が、物件の設置作業(現地試験含む)や保証等、当該契約の一部を履行する場合は、あらかじめ書面により通知し、賃借人の承認を得てください。また、契約満了後は、仕様書「8 賃貸借期間終了後の物件の取扱い」のとおりとなります。
2	物件の設置工事等について	物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりませんが、再委託の場合、前の質問と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)	仕様書「13 その他の条件(2)」のとおり、契約相手方以外の 事業者が、物件の設置作業(現地試験含む)や保証等、当該契約 の一部を履行する場合は、あらかじめ書面により通知し、賃借人 の承認を得てください。
	1-22-25,1771-325-181-1-7-7-1-11112	予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、貴市にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか?	予算執行の議決を得ているため、予算の削減・減額は見込んで おりません。
		予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施さ れたケースはございますでしょうか?	ありません。

番号	図面番号等	質問	回 答
5	納入期限について	現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただけますでしょうか?(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)	受注者の責によらない場合は、ペナルティを課すことはありませ ん。
6	法定点検業務について	本件、物件に誘導灯・非常灯も含まれるかと存じますが、誘導灯等につきましての賃貸借期間中の「法定点検業務」は、本入札業務の「対象外」でよろしいでしょうか?	今回の物件には、誘導灯及び非常灯は含まれておりません。
7	入札金額について	入札金額は、「月額」又は、「契約期間の総額」のどちらとなりますでしょうか?	契約期間の総額となります。
8	入札金額について	入札金額は、「税別」又は、「税込」金額のどちらとなりますでしょうか?	税抜き価格となります。

番号	図面番号等	質問	回 答
9		落札後、貴市所定の契約書の条項の内容の修正に関して、別途協議いただくことは可能でしょうか?	原則は入札情報サービスに添付している契約書「案」のとおりとなりますが、詳細については別途協議とします。
10		同保険は地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等による物件滅失又は毀損等について、保険適用の対象外となっております。	仕様書「9 物件の保証(6)」のとおり、動産総合保険に加入してください。 また、天災等の不可抗力による物件滅失又は毀損等については、別途協議とします。
11	履行実績について	(3)「契約を締結した実績」とは以下のいずれの想定となりますでしょうか?	平成27年4月1日以降に、元請けとして、国又は地方公共団体と LED照明器具の賃貸借契約を締結した実績を有していれば、契 約の規模や金額の条件はありません。
12		賃借人の責めによらない何等かの事情により賃貸物件に使用停止等の必要性が生じた場合は、賃貸人の責任において速やかに代替品を提供することとありますが、天災等の不可抗力事由による場合は別途協議に応じていただけますでしょうか?	別途協議とします。

番号	図面番号等	質 問	回 答
13	同等品について	要求事項に記載されている仕様を満たすことが必須条件と理解しましたが、同等品の定義に関しては、単なる省エネ効率ではなく、規模の大きな本事業における経済効果、照明環境維持の観点から ②1本当たりの消費電力 ③1本あたりの光束値 に関して、要求事項に示されている消費電力を上限値、光束値を下限値と考え、いずれもクリアすることが条件という認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	出荷証明書について	製造者発行の出荷証明書の提出は各施設の着工前に完了すると言う認識でよろしいでしょうか。	出荷証明書の提出は、着工後でも可としております。
15	仕様変更について	他の自治体における類似の入札において、落札後に仕様書内容を変更を 求め当初の内容とは大幅に異なるものに変更された事例があったと伺って おります。貴市においては正当の理由なく、本仕様書の変更を求めるものに は一切応じないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。